

## 悪質商法 ～電話機等リース契約～

1人で事業を営んでいるような小規模な個人経営の店（美容院や飲食店など）に、飛び込みで営業担当者が来て「今お使いの電話は、間もなく使えなくなります」などと、虚偽の事実を告げてだまし、高価な電話機のリース契約を締結させる事案があります。その店の規模からすると、通常の電気店で販売しているような数万円の電話機で十分なはずですが、主装置に加え電話機を複数台、しかも不要な高機能付き電話機を数百万円でリース契約させるといった悪質な商法です。

こうした訪問販売によって契約を締結した場合のクーリングオフは、原則として事業者には適用がないため、上記の事案ではクーリングオフによる契約解除は難しそうです。その場合、民法による詐欺取り消しができるかが問題となり、詐欺行為が立証できるかが焦点となります。仮に、販売店に詐欺取り消しを行い、契約がなくなったとしても、リース会社との契約が残ります。さらには、リース会社が詐欺の事実を知っていたこ

とを個人商店が立証しない限り、取り消しが難しいことがあります。

結局、リース会社に対しては、詐欺を理由にリース契約を取り消して、リース料の支払いを拒むとともに、既払いのリース料金の返還を求める交渉をすることになります。

また、似たような事案で、営業マンがホームページ作成イメージを提示し、根拠もなく「検索で上位になるようにできる」と虚偽の事実を告げて、ホームページ作成用ソフトやSEO対策ソフトの購入を、信販会社を通じて契約させるといった悪質な商法もありますので、気を付ける必要があります。

個別の具体的な対処方法については、専門家にお尋ねください。



愛媛県金融広報アドバイザー  
石光真理（弁護士）